

URL: <http://www.hijokin.org>  
 email: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)  
 郵便振替 00950-2-203528  
 [関西圏大学非常勤講師組合]

# 非常勤の声

委員長: 新屋敷 健  
 email: [BQE06513@nifty.ne.jp](mailto:BQE06513@nifty.ne.jp)  
 〒542-0012 大阪市中央区谷町  
 7丁目 1-39-102 大私教気付

1.立命館大労働者代表選挙	p.1	4.同志社大で給与一本化	p.3
2.第6回組合総会報告	p.2	5.奨学金返還問題について	p.3-4
3.出講回数増加と賃上げ問題	p.2	6.大同工業大高森裁判への支援を	p.4

## 立命館大学の労働者代表選挙で

## 非常勤講師組合は **内藤義博**さん を応援します！

私は、立命館大学でフランス語の非常勤講師として働いています。現在、関西圏大学非常勤講師組合の副委員長をしています。

立命館大学では、いわゆる専任の教職員のほかに、私のような非常勤講師、嘱託常勤講師、助手、契約職員、アルバイト職員など非常に多様な有期雇用の労働者が働いています。私たちにとって雇用安定化や給与などの労働条件は、生活の質の問題以前の、生活が成り立つかどうかの問題です。年配の有期労働者にとっては老後がまったく見えない、若い有期労働者にとっては研究や結婚を含む将来の生活設計が作れないという状況の中で働いているのが現状です。有期労働者が立命館大学のために多大な貢献をしているにもかかわらず、たんに有期契約だというだけで、「ポイ捨て」をされたり、均等待遇からほど遠い労働条件を押しつけられることは、許されません。また理事会は、非常勤講師を含む、すべての労働者を対象とした就業規則の改定と懲戒手続規定の制定を検討しています。こういうときだからこそ、有期労働者の立場に立って理事会にたいして物言う労働者代表が必要だと考えます。

私が労働者代表に選出されれば、法人と雇用関係を結んでいる労働者の意見を幅広く聞いたうえで、労働者の雇用を守り、よりよい労働条件を獲得するために行動します。

### ■労働者代表とは？

大学は従業員の労働条件などを定める就業規則を作成して労働基準監督署に提出しなければなりませんが、その際に労働者代表の意見を聴取しなければなりません。また残業などを定める労使協定は労働者代表との合意が必要です。

### ■どこで投票する？

あなたの出講簿がある学部事務室で職員に「労働者代表選挙の投票をしたい」と告げてください。担当の職員が投票の手配をしてくれます。投票期間は5月18日～29日です。

## 第 6 回組合総会開催される

3月11日にエルおおさかで第6回組合総会が開催された。議長選出のあと大阪私大教連、首都圏組合、東海圏組合から来賓挨拶があった。東海圏組合からは大同工業大の非常勤講師の採用取り消し裁判への支援の訴えがあった。出席者の自己紹介のあと書記長と会計担当から大会議案書・会計報告があった。今年度の重点方針として2010年度から関大や同志社大などで授業回数を半期15回制が導入されそうなので、出講回数増に見合った賃金の値上げを要求するなどの方針が出された。

その後、質疑応答に入り「京大の非常勤職員の抗議ストライキ、沖縄ユニオンの琉球大でのたたかいいに対し連帯のメッセージを出す

べき。」「改正パート労働法13条を使って大学側に現行の非常勤講師給の根拠を説明させ賃金アップにつなげるべき。」「専任組合に非常勤組合の政策を理解させるべき。」「専任の1コマ単価がいくらになるか試算して同一価値労働同一賃金を強く要求すべき。」などの意見が出された。質疑の後、採決が行われ賛成多数で議案が採択された。その後、執行委員選挙がおこなわれ2名の新執行委員を含め12人の執行委員が選出され総会は終了した。

総会のあと会場で参加組合員の交流会がおこなわれ、それぞれの研究分野や勤めている大学の現状の問題点、組合への要望などがだされた。(文責・江尻)

## 出講回数増加と賃上げ問題

現在、関西大、同志社大、龍谷大などで、授業回数を一セメスタ15回に増やすことが検討されている。現行では関西大は授業13回＋定期試験、関西学院大は授業14回＋定期試験、同志社大は授業14回＋定期試験、龍谷大では授業14回＋定期試験となっている(定期試験を行うかどうかは科目によって異なる。また関西学院大を除いて試験監督は義務になっている)。すでに立命館大は数年前から授業15回＋定期試験(監督は義務ではなく、監督には手当あり)を実施している。このように授業回数を13回から15回と柔軟性をもたせているが、文部科学省から15回授業を実施するように求められていることや、また世界一高いといわれる「授業料にみあった教育サービスを提供する」必要性など、現今の社会情勢から、15回にするという流れになって

いるようだ。

昨年度の定期交渉では、出講回数を増加するのなら、それにみあった賃上げをせよと要求したところ、いずれの大学も、セメスタもしくは一年ごとの契約であり、出講回数で支払っているわけではないから、賃上げはしないと回答している。今後私たちとしては、出講回数を増やすことは労働強化であり、賃上げなしの労働強化は許されないという考えから、出講回数増加に見合った賃上げを要求していくつもりである。

詳細は夏休み前後にならなければ分からないそうだが、私たちとしては断固とした態度でこの問題に臨む決意である。皆さん、非常勤講師組合に加入してともに闘いましょう。(文責・内藤)

# 同志社大学で非常勤講師給与が実質一本化！！

昨年、10月の定期交渉で非常勤講師の給与が40歳で区分される根拠について追及し、一本化すべきと要求していたが、昨年末に大学側から学長、名誉教授を除く非常勤講師の給与一本化の方向で調整しているとの回答があり、その後大学に問い合わせたところ09年度から一本化したとの回答があった。組合は、これまで給与の一本化を要求してきたが、07年度に、それまでの本務校の職位と出講年数で5ランクであったのを、年齢と職位による3ランクへの変更、さらに08年度は年齢による2ランクへの変更などが行われてきて、ようやく一本化することになった。非常勤組合の粘り強い交渉と専任組合の協力によって実現した。

また、組合は昨年10月末に文書で大学に

対し授業が15回になるなら、回数増に見合った賃上げを要求した。これについても大学側から文書で回答があり2010年度から「1単位当たり最低でも15時間を確保」することができる学年暦を編成するとし授業15回制を導入すると回答してきた。賃上げについては、契約は授業回数ではなく春学期、秋学期単位の契約であり回数が増えても給与は週に担当する時間数で決めており、賃上げはしないとの回答をしてきた。組合としては出講回数が増えることは労働強化であり、大学の回答は納得できないとの見解を大学に提出した。今年度の定期交渉では、大学側にこの問題を中心に賃上げを強く要求する。

(文責・江尻)

## 奨学金返還問題について

独立法人・日本学生支援機構(旧日本育英会)は、昨年12月に「奨学金の返還を3ヶ月以上滞納した者について個人情報機関へ通報する」ことを発表した。いったん通報されると5年間は情報が消えず、その間にクレジットカードや住宅ローンが組めなくなる。これは現在、奨学金を返済中の非常勤講師にとって重大な問題である。

近年、奨学金返還の延滞が増えていることは事実であるが、延滞理由は「支援機構」の調査(06年)で1位は「低所得」45.1%、2位「借入金の返済」25.3%、3位「無職・失業」23.5%などとなっており、奨学金を返済しようにもワーキング・プアのため返済が十分にで

きないのが実状である。学生・院生時代に多額の奨学金の貸与を受け、専任教員になって返済予定であったがポストが少なく就職できず非常勤講師を余儀なくされ、しかも低賃金であるため返済が滞りがちである。これに対し「支援機構」は近年、取立てを外部委託し、裁判所への給与の差し押さえ等の法的措置による取立てを強化している。組合にもどうすればよいかとの相談もきている。

最近の経済不況のため失業等で奨学金の返済が困難な人が増えるなか、支払わなければブラックリストに載せるというやり方は断じて許すことはできない。現在、「奨学金の会」を中心に署名運動が取り組まれている。署名に

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

ご協力ください。なお「奨学金の会」のホームページは右記である。

<http://www1.ocn.ne.jp/~shogaku/>

(文責・江尻)

## 高森晃一さんの解雇撤回裁判にご支持とご支援を！！

高森晃一さんは昨年11月に大同工業大学で解雇され、3月に名古屋地裁に地位確認の訴えを提起しました。どうか関西圏のみなさま方のご支援を訴えるものです。

(以下は高森さんからのメッセージです。)

このたび「ペンネームを使っていいですか？」と問い合わせただけで、大同大学から

非常勤講師としての仕事の内定を取り消されてしまいました。このような理由なき解雇を放置しておくわけにはいきません。私たちの権利を少しでも確定していきたいと思えます。関西圏大学非常勤講師の皆様方におかれましても署名、カンパなどどうか厚いご支援をお願いいたします。(東海圏組合より)

愚痴っていても何も変わらない  
自らの権利を主張しない者を守る法律はない  
**今すぐ非常勤組合にご加入を！**

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(     —   )		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任教も)		

組合費: 10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費: 1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

